令和８年度二戸市省エネルギー化支援事業費補助金に関するＱ＆Ａ

Ｑ１：複数回の申請をしても良いか。
Ａ１：１事業者につき１回限りの申請となります。複数の店舗や事務所がある場合はまとめて申請してください。
Ｑ２：どの程度省エネしているかの基準はあるか。
Ａ２:数値的な基準は設けていないため、多少でも省エネ効果があれば対象となります。
Ｑ３：天井の張替えに併せて照明をＬＥＤ化する予定だが、対象になるか。
Ａ３:省エネ効果があればＬＥＤ化に伴う経費は対象となりますが、天井の張替え費用は対象外です。
Ｑ４：水回り（トイレ・蛇口など）の節水は対象か。
Ａ４：節水は省エネとはいえないため対象外です。
※トイレ便座の保温機能などが省エネ化となる場合は、その部分のみの金額が内訳書で示せれば部分的に対象することは可能です。
Ｑ５：不動産業で貸しビルのエレベータの照明をＬＥＤ化するのは対象か。
Ａ５:貸付を目的とするものは対象外です。事務所等の借主が大家の了承を得て、自身で設備更新を行う場合は対象となります。
Ｑ６：すでに導入・支払いまで完了しているものは対象とできるか。
Ａ６:令和８年４月１日以降に契約をし、更新したと確認できる書類があれば対象となります。
Ｑ７：中古品は、補助の対象となりますか。
Ａ７：補助の対象になりません。
Ｑ８：申請者と発注先の購入・施工事業者が同一でも対象となりますか。
Ａ８:自社内部の取引による経費については、対象となりません。他の事業者に発注した経費については対象となります。
Ｑ９：ＬＥＤ照明に交換する場合、ＬＥＤ電球に交換するだけでよいか。
Ａ９:電球や蛍光管等の光源は消耗品であり、光源のみの交換は補助対象となりません。
Q10：施設の新設の場合、この補助を活用することはできるか。
A10：施設の新設、建替、移転は対象外です。本補助事業は既存施設における設備導入を対象としています。